

一般社団法人 日本公衆衛生学会定款第 7 条に基づく協力会員の入会方法等についての内規

(目的)

第 1 条 本内規は、定款第 7 条第 4 の規定に基づき協力会員の入会方法等について定めるものである。

協力会員制度は、学術総会をはじめとする日本公衆衛生学会の活動に興味を持つ者に対し、会費を免除することで垣根を下げて、試みに参加する機会を付与することを目的とする。

第 2 条 協力会員になろうとする者は、代議員の紹介による入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。入会后翌年の事業年度終了後は、申し出のない限り普通会员に移行するので、改めての入会申込書は要しない。

第 3 条 協力会員の会費は、入会后翌年の事業年度終了時まで無料とする。

第 4 条 協力会員は、選挙権、被選挙権を有しない。

第 5 条 協力会員には、学会機関誌「日本公衆衛生雑誌」の配布はしない。

第 6 条 協力会員は、共著者として学会総会で研究発表することができる。発表する場合は、その年度の学会総会事務局で決定した学会総会開催要綱による。

第 7 条 協力会員の間は、日本公衆衛生学会の会員歴に含まない。

第 8 条 協力会員制度は、承認された代議員会を初年度とした 5 年度目の代議員会で改廃につき検討することとする。